

入札説明書

件 名

愛媛県立松山中央高等学校生徒椅子の購入及び回収

○入札説明書本文

○提出・確認資料等

- ・ 様式 1 入札参加資格審査申請書
- ・ 様式 2 申告書
- ・ 様式 3 入札書
- ・ 様式 4 委任状
- ・ 様式 5 見積書
- ・ 様式 6 愛媛県立松山中央高等学校生徒椅子の購入及び回収に関する質問票

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）、及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県立松山中央高等学校生徒椅子の購入及び回収
- (2) 購入(回収)物品名
生徒椅子 1,052 脚
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明、回収等一式を含む。)
- (3) 購入(回収)物品の内容等
別添仕様書のとおり
- (4) 納入期限
令和 4 年 8 月 31 日（水）
- (4) 納入場所
愛媛県立松山中央高等学校（愛媛県松山市井門町 1220 番地）

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 2・3・4 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他のサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札参加資格の確認方法

入札に参加を希望する者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出しなければならない。

- (1) 必要書類
入札参加資格審査申請書（様式 1）、申告書（様式 2）、仕様書に示す物品を確認できる書類（カタログ等）
※別記中 3 を参照のこと。
- (2) 提出先
愛媛県立松山中央高等学校 事務室
愛媛県松山市井門町 1220 番地
- (3) 提出期限
提出期限：令和 4 年 6 月 9 日（木）午後 4 時 40 分
- (4) 提出方法
持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年

法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。) により提出しなければならない。

(5) 確認の結果

提出された関係書類の内容を確認し、入札参加の可否について、入札日までに申請者へ通知する。

(6) その他

ア 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書は返却しない。

ウ 申請書について説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札及び開札

(1) 入札参加者又はその代理人は、入札説明書、物品仕様書、会計規則及び契約に関して校長が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、疑義がある場合は、別記中 2 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、これらについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式 3 による入札書を直接に提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、テレコピー、その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札の日時は、別記中 1 の(1)のとおり。

(5) 入札の場所は、別記中 1 の(2)のとおり。

(6) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、本校があらかじめ用意した入札書を使用することができる。

ア 件名

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人の住所（法人の場合は、主たる事務所又は事業所の所在地。以下同じ。）、氏名（法人の場合は、商号又は名称並びに代表者の職名及び氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。

(7) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

(8) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。

(9) 入札書は、封入のうえ提出すること。

(10) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかななければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

(11) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(12) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(13) 入札金額は、納入設置に要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる契約金額。当該金額に 1 円未満の端

数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (14) 開札の日時及び開札の場所は別記中 1 のとおり。
- (15) 入札及び開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。なお、原則的に、入札会場には、入札執行事務に関係のある職員を除き、他の者は入室できない。
- (16) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札が終了するまで、退場することができない。
- (17) 代理人による入札を行う場合には、代理人は、入札会場において、入札開始前に、入札権限に関する別紙様式 4「委任状」を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。
- (18) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (19) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (20) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。

3回の入札をするもさらに落札者がなく、予定価格と入札額との差が僅少の場合には2回を限度として見積に移行するものとする。

5 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札見積金額に 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

6 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札者が同一入札に対して 2 以上の入札をしたとき。
- (2) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (3) 件名及び入札金額のない入札書
- (4) 入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く）
- (6) 件名の名称に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書

- (10) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) その他、会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した入札参加者又はその代理人は、以降の入札には参加できない。

8 契約保証金

- (1) 契約保証金は、契約金額の10分の1以上の額とする。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) (1)に定めるほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

9 契約書の作成

- (1) 入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結期限の延期の申し出があったときは、契約の履行に支障がない範囲でこれを延期することがある。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

10 契約条項

契約書(案)及び添付書類のとおり。

11 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた供給物品に係る技術仕様について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

12 その他必要な事項

- (1) 契約担当者の氏名並びにその所属する学校名及び所在地は、別記中2のとおり。

- (2) 入札参加者又はその代理人が、本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又はその代理人が負担するものとする。
- (3) 本件調達に関する照会先は、別記中2のとおり

別記

1 入札書の提出先等

- (1) 入札日時
令和4年6月15日(水) 午前11時
- (2) 入札場所
愛媛県松山市井門町1220番地
愛媛県立松山中央高等学校 会議室
- (3) 開札の日時及び場所
即時開札とする。

2 契約担当者、仕様書等に係る照会先

- (1) 契約担当者 事務係長 北田 和男
- (2) 部局の名称 愛媛県立松山中央高等学校
- (3) 所在地 愛媛県松山市井門町1220番地
- (4) 電話 TEL 089-957-1022

3 事前に提出する書類等

- (1) 提出書類
 - ・入札参加資格審査申請書(様式1)
 - ・申告書(様式2)
 - ・仕様書に示す物品を確認できる書類(カタログ等)
 - ・令和2～4年度の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有することが確認できる資料
- (2) 提出期限: 令和4年6月9日(木) 午後4時40分
- (3) 提出先 愛媛県立松山中央高等学校(担当: 事務係長 北田 和男)
愛媛県松山市井門町1220番地

4 本書等に係る質問及び回答

- (1) 受付期間
令和4年6月1日(水) から6月9日(木) までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時10分から午後4時40分までをいう。)
- (2) 受付方法
愛媛県立松山中央高等学校生徒椅子の購入及び回収に関する質問票(様式6)を持参、郵送、ファクシミリ等で(3)まで提出すること。電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。
- (3) 提出先
愛媛県立松山中央高等学校事務室
〒791-1114
愛媛県松山市井門町1220番地
ファクシミリ: (089)958-5954
- (3) 質問への回答
受付期間中に受け付けたものについて、令和4年6月10日(金)から愛媛県立松山中央高等学校ホームページに掲載して行う。